

雇児発 0413 第 36 号
平成 27 年 4 月 13 日
＜一部改正＞雇児発 0707 第 1 号
平成 28 年 7 月 7 日
＜一部改正＞雇児発 0331 第 9 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行等を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対して財政支援を行うことにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うため、子どものための教育・保育給付費補助事業を次により実施し、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 21 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼稚園における長時間預かり保育支援事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。

第 1 事業の種類

- 1 認可化移行運営費支援事業
- 2 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

第 2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 認可化移行運営費支援事業実施要綱（別添1）
- 2 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱（別添2）

認可化移行運営費支援事業実施要綱

1 事業の目的

認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行に当たって必要となる経費を補助すること及び地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設（以下「地方単独保育施設」という。）については当該補助に加え、利用者負担額（保育料）を軽減するための経費を補助することにより、保育の供給及び受入れを増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すに当たって必要となる経費（地方単独保育施設については当該経費に加え、利用者負担額（保育料）を軽減するための経費）の支援を実施するものであり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）に規定する家庭的保育事業若しくは小規模保育事業若しくは事業所内保育事業に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助するものである。

3 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。

4 実施要件

(1) 対象児童

保育の必要性の認定を受けた児童と同等であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

① 認可化移行計画について

ア 保育所等への移行に係る計画（以下「認可化移行計画」という。）の期間内に移行を希望している施設であること。

イ 認可化移行計画を策定した上で本事業を実施する施設であること。

認可化移行計画については、認可化移行調査費等支援事業実施要綱（「認可保育所等設置支援事業の実施について（平成 29 年※月※日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の別添 4）の 2（1）に基づく「認可化移行可能性

調査支援事業」を実施する等により、施設設備面での課題解決や保育士資格を有していない者に指定保育士養成施設における受講によって保育士資格を取得させることによる保育士人材確保を図ること等を踏まえて策定し、移行を図ること。

ウ 子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱の別表に定める地方単独保育施設加算の適用を受けない地方単独保育施設及び地方単独保育施設以外の施設については、5年間を上限とする認可化移行計画とすること。

② 満たす必要又は満たす見込みが必要な基準について

ア 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備は、認可化移行計画の期間内に児童福祉施設設備運営基準第32条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、児童福祉施設設備運営基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項に規定する保育士数（以下「児童福祉施設基準保育士数」という。）以上の保育に従事する者を配置しており、児童福祉施設基準保育士数の1/3以上の保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者（以下「看護師等」という。）を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が児童福祉施設基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

(ウ) 施設の利用定員が、20人以上であること。

イ 家庭的保育事業への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第22条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第23条を満たすこと。

ウ 小規模保育事業A型への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第28条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第29条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項に規定する保育士数（以下「小規模保育事業A型基準保育士数」という。）以上の保育に従事する者を配置しており、小規模保育事業A型基準保育士数の1/3以上の保育士又は看護師等を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が小規模保育事業A型基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

(ウ) 施設の利用定員が、6人以上であること。

エ 小規模保育事業B型への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第32条により準用する同基準第28条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第 31 条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第 2 項に規定する保育従事者数以上の保育に従事する者を配置しており、同条第 2 項に規定する保育士の配置割合にかかわらず保育従事者数の 1 / 3 以上の保育士又は看護師等を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が同条第 2 項に規定する保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

(ウ) 施設の利用定員が、6 人以上であること。

オ 小規模保育事業 C 型への移行を目指す場合

(ア) 施設の設定は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 33 条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第 34 条を満たすこと。

(ウ) 施設の利用定員が、6 人以上であること。

カ 保育所型事業所内保育事業（利用定員が 20 人以上のものに限る。）への移行を目指す場合

(ア) 施設の設定は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 43 条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第 44 条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第 2 項に規定する保育士数（以下「保育所型事業所内保育事業基準保育士数」という。）以上の保育に従事する者を配置しており、保育所型事業所内保育事業基準保育士数の 1 / 3 以上の保育士又は看護師等を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が保育所型事業所内保育事業基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

(ウ) 施設の利用定員が、20 人以上であること。

キ 小規模型事業所内保育事業（利用定員が 19 人以下のものに限る。）への移行を目指す場合

(ア) 施設の設定は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 48 条により準用する同基準第 28 条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第 47 条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第 2 項に規定する保育従事者数以上の保育に従事する者を配置しており、同条第 2 項に規定する保育士の配置割合にかかわらず保育従事者数の 1 / 3 以上の保育士又は看護師等を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が同条第 2 項に規定する保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

(ウ) 施設の利用定員が、19 人以下であること。

5 留意事項

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を命ずることとする。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
- ① 児童福祉施設設備運営基準第 32 条又は第 33 条第 2 項の基準を満たしていない認可保育所又は認定こども園への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
 - ② 家庭的保育事業等設備運営基準第 22 条又は第 23 条第 3 項の基準を満たしていない家庭的保育事業への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
 - ③ 家庭的保育事業等設備運営基準第 28 条又は第 29 条第 2 項の基準を満たしていない小規模保育事業 A 型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
 - ④ 家庭的保育事業等設備運営基準第 32 条により準用する同基準第 28 条又は第 31 条第 2 項の基準を満たしていない小規模保育事業 B 型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
 - ⑤ 家庭的保育事業等設備運営基準第 33 条又は第 34 条第 2 項の基準を満たしていない小規模保育事業 C 型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
 - ⑥ 家庭的保育事業等設備運営基準第 43 条又は第 44 条第 2 項の基準を満たしていない保育所型事業所内保育事業への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
 - ⑦ 家庭的保育事業等設備運営基準第 48 条により準用する同基準第 28 条又は第 47 条第 2 項の基準を満たしていない小規模型事業所内保育事業への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
- (2) 地方単独保育施設加算の適用を受けて本事業を実施する場合、以下の①～④の要件を満たすものであること。
- ① 『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」(平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号) に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村であること。
 - ② 地方単独保育施設は、地方単独保育施設加算として補助される額について、利用者負担額（保育料）の軽減に全額充てること。
 - ③ 地方自治体が、地方単独保育施設の利用者への補助により利用者負担額（保育料）の軽減を図っている場合、現行の補助制度と同水準以上の制度を継続すること。
 - ④ 地方自治体が、利用者への補助により利用者負担額（保育料）の軽減を図っている場合、当該市町村における認可保育所の平均利用者負担額（保育料）と対象施設の平均利用者負担額（保育料）の差については、軽減後の差によるも

のとすること。

(3) 認可外保育施設における施設の設備、職員の配置については、市町村が現地調査により確認すること。現地調査については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条に基づく認可外保育施設に対する立入調査や、保育所等の事故防止の取組強化事業実施要綱に定める重大事故防止のための巡回支援指導事業（事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について（平成 29 年※月※日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 1）と合わせて行う等、効率的に実施すること。

(4) 市町村が認可外保育施設に対し補助金を交付する際、当該施設における施設の設備の適否、職員の配置の適否を明示すること。適否の表示については、子どものための教育・保育給付費補助金所要額調書内訳書（子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について（内閣総理大臣通知）の別紙「子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱」の別表 2）の設備運営基準施設の設備の適否欄、設備運営基準職員の配置の適否欄と合わせること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 2

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育所と同様に 11 時間の開園を行う私立幼稚園の預かり保育等に対し、運営費の補助を行うことにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

幼稚園を 11 時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用の一部を補助するものである。

3 実施主体

市町村(特別区を含む。以下同じ。)

なお、市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。

4 実施要件

(1) 事業者

地域のニーズに合致した安定的な保育の提供体制を確保するため、事業開始後一定期間内に、幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園に移行すること（本事業において 0～2 歳児を受け入れる場合にあっては、幼稚園として子ども・子育て支援新制度に移行した上で併せて小規模保育事業を実施することを含む。）に関する計画（以下「認定こども園化移行等計画」）を策定している私立幼稚園

(2) 対象児童

保育の必要性の認定を受けた児童と同等であると市町村が認めた児童

(3) 設備基準

認定こども園化移行等計画の期間内に、幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成 26 年 7 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働

告示第2号)及び各自治体において定める認定基準又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号))を満たすこと。

(4) 職員の配置

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項の規定に準じ、対象児童の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者(以下「教育・保育従事者」という。)を置くこととし、そのうち、3歳未満児の処遇を行う者の1/2以上は保育士、3歳以上児の処遇を行う者の1/2以上は幼稚園教諭又は保育士とすること。また、その数は2名を下ることはできないこと。

保育士又は幼稚園教諭以外の教育・保育従事者の配置は、以下の研修を終了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、平成32年3月31日までの間に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

(5) 開園日

土曜日(土曜日共同保育の活用により他の施設において受入れ体制が確保される場合等を除く。)、幼稚園の長期休業日においても、原則として、本事業の対象となる長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施すること。

(6) 開園時間

1日の開園時間は通常の教育時間を含め、11時間以上とすること。

(7) その他

認定こども園化移行等計画の期間内に幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園への移行又は小規模保育事業の実施に向けて長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する施設であること。

5 留意事項

- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金(預かり保育推進事業)、「一時預かり事業の実施について」(平成27年雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「一時預かり事業実施要綱」に規定する幼稚園型の申請の際には、本事業の補助対象児童数に係る保育担当者数、利用児童数を差し引いて申請すること。

- ・ 認定こども園化移行等計画の期間内に4（3）を満たさなかった場合は、補助額の返還を命ずることができること。
- ・ 「『子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について』の一部改正について（平成28年7月7日雇児発0707第1号）」による改正のうち、職員の配置の弾力化については、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日雇児発0407第2号）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村にのみ適用されるものであり、その他の市町村においては従前どおりの取扱いとなること。

6 費用

本事業の実施に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。